

## 第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

### 第1節 ITの進展等への対応

#### I 金融デジタルイゼーション戦略

データの利活用によって金融のあり方が大きく変わる状況にある中、海外では、ビッグデータの利活用等を通じたデジタルイゼーションが飛躍的な進展を遂げている。また、そうした動きが国の競争力を左右するようになってきていることから、データ政策を巡る国際的な議論が活発化している。さらに、金融技術革新が進む中で、暗号資産に関連した新たな構想も出現している。

こうした視点を踏まえ、2019 事務年度においては、以下の重点5分野について金融デジタルイゼーション戦略の取組みを推進した（別紙1参照）。

- ・データ戦略の推進
- ・イノベーションに向けたチャレンジの促進
- ・機能別・横断的法制の整備
- ・金融行政・金融インフラの整備
- ・グローバルな課題への対応

#### II FinTech サポートデスク

「FinTech サポートデスク」においては、フィンテック企業等からの相談に一元的に対応し、事業実施の支援を行うとともに、フィンテックに関するビジネス動向や事業者のニーズを把握し、金融関係の制度面の検討にも活用している。（別紙2参照。また、これらの経緯や背景については別紙3参照）

#### III FinTech 実証実験ハブ

「FinTech 実証実験ハブ」においては、フィンテック企業等による前例のない実証実験についてハンズオンで支援を行い、2019 事務年度においては、新たに2件の実証実験の支援決定を行った。（別紙4参照。また、これらの経緯や背景については別紙5参照。さらに、新たに支援決定を行った実証実験については別紙6、7参照）

#### IV 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ

金融機関の基幹系システムに関する先進的な取組みに対して、法令解釈等の機能に加えて、ITガバナンスやITに関するリスク管理等システムモニタリングの観点から支援するため、2020年3月に「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を設置した。（別紙8参照）2019 事務年度においては、2件の支援決定を行った。（別紙9参照）

## V FinTech Innovation Hub

金融庁では、フィンテックについての最新トレンド・状況を把握し、今後の金融行政にも役立てていく観点から、2018年7月、「FinTech Innovation Hub」(F I H)を設置した。F I Hでは、2019年9月、フィンテック企業等との間で実施した個別の意見交換などの取組みから得られた動向をまとめた「10の主要な発見」を公表した(別紙10参照)。これを踏まえ、2019年度においては、「A I・データ活用」、「ブロックチェーン」、「A P I」、「ビジネス革新」の4分野を重点的にヒアリングするなど、情報収集・支援機能を強化した。

## VI プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応

生産性向上特別措置法(2018年6月6日施行)に基づき、A I・I o T・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度(いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」)が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。

2019事務年度においては、金融庁として、2件の新技術等実証計画(①保険料を事故発生後に保険加入者に負担するP2P型保険の提供を行う実証計画、②SNS上の友人関係で特例共済を組み、共済オーナーのリスクを少額短期保険業者に移転するP2P型保険に関する実証計画)を認定した。なお、②の実証計画については、規制の特例措置を講じた上で、当該特例措置を活用した実証計画を認定している。

## VII 「決済高度化官民推進会議」の開催(別紙11参照)

## VIII フィンテックに係る国際的なネットワークの強化

### 1. 背景

デジタルライゼーションはグローバルに進展しているため、海外の当局及びプレイヤーの動向をフォローするとともに、我が国の取組みを発信することが重要である。また、必要に応じこうした当局やプレイヤーと協働していくことが望ましいことから、海外とのネットワークを強化する必要がある。

### 2. 取組実績

#### (1) フィンテック・サミットの開催

2019年9月に「フィンテック・サミット2019」を開催し、海外の金融当局や技術者、研究者を交えて、金融分野の技術革新にかかる先進的な論点について議論

を行った。開催にあたっては、海外当局とのフィンテック協力枠組みも活用して、第一線で活躍する登壇者を招聘し、国際的なプレゼンス・発信力を強化した。

## (2) 分散型金融システムの新たな国際協調

2019年6月に開催した「G20 技術革新にかかるハイレベルセミナー」での議論等も踏まえ、ブロックチェーン技術等を活用した分散型金融システムのガバナンスのあり方について、多様なステークホルダーによる議論への参画を促し、「Blockchain Global Governance Conference [BG2C]」の特別オンラインパネル討論を2020年3月に開催した。その中で、ブロックチェーンに関する新しい国際ネットワークであるBlockchain Governance Initiative Network [BGIN]の設立が発表され、金融庁もステークホルダーの一員として参加した。また、ブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクトのリサーチペーパーを2020年6月に公表し、国際的な議論の喚起を図った。

- 平成30事務年度は、例えば以下の取組みにより一定の成果
  - ✓ FinTech Innovation Hubの立ち上げと100社ヒアリング等による情報収集
  - ✓ FinTechサポートデスクとFinTech実証実験ハブによるイノベーションの支援
  - ✓ 「フィンテック・サミット2018」「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」の開催など国際的ネットワークの強化
  - ✓ 金融機関による情報の利活用に係る制度整備
  
- データの利活用によって金融のあり方が大きく変わる状況にある中、海外では、ビッグデータの利活用等を通じたデジタルイノベーションが飛躍的に進展データ政策を巡って国際的な議論が活発化。また、暗号資産に関連した新たな構想も出現

## 重点5分野の新たな取組み

### (1) データ戦略の推進

- データの利活用の促進等のデータ戦略の推進(情報銀行の活用も含めた、金融機関の取組みの促進等)

### (2) イノベーションに向けたチャレンジの促進

- 新たな金融サービス創出を目指す多様なプレーヤーを後押し(FinTech Innovation Hubによる情報収集・支援機能の強化等)

### (3) 機能別・横断的法制の整備

- デジタルイノベーションに伴う金融サービスの変容に対応するため、機能・リスクに応じた金融法制を整備(「決済」分野の横断化・柔構造化や横断的な金融サービス仲介法制の実現)

### (4) 金融行政・金融インフラの整備

- 効率的な行政・デジタルイノベーションの基盤を整備(RegTech/SupTechエコシステムの具体化に向けた取組み)

### (5) グローバルな課題への対応

- サイバーセキュリティへの対応やブロックチェーン等最新技術の動向把握など(分散型金融システムについてマルチステークホルダー型アプローチで議論するガバナンスフォーラム(仮称)の開催、暗号資産に関連した新たな構想の出現を踏まえた対応の検討等)

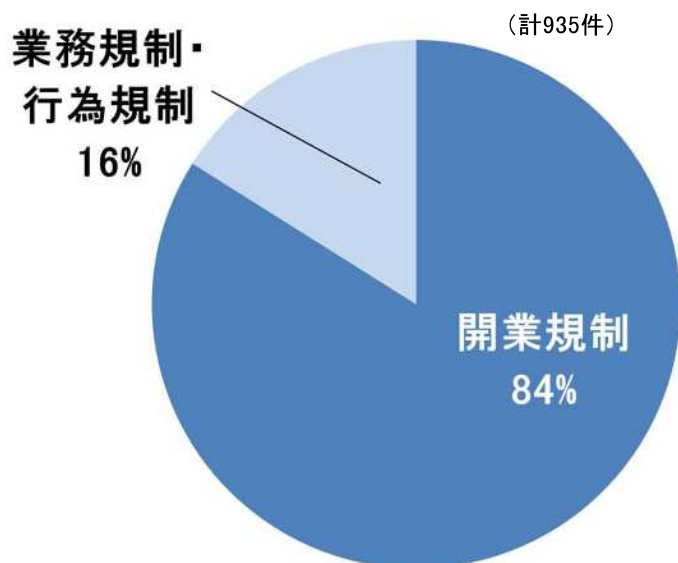
「FinTechサポートデスク」の概要

- フィンテック企業の相談にワンストップで対応する相談・情報交換窓口。
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、平均 5 営業日以内に対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

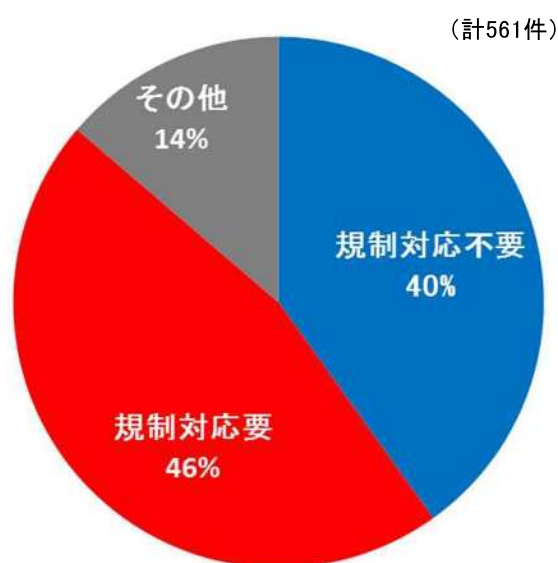
tel : 03-3506-7080

- 開設（2015年12月14日）以来、2020年6月末までに、問合せ総数は1,123件
- 法令解釈に関する問合せ935件の内、開業規制（事業開始にあたっての許可・登録の要否）に関するものが9割弱（784件）。業務規制・行為規制に関するものは1割強（151件）
- 相談終了済案件（561件）の内、規制がかからないとの回答をしたものは約4割、回答期間は平均5営業日以内

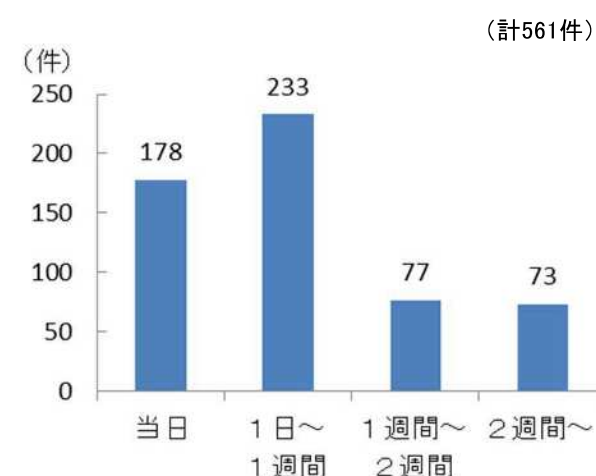
【法令解釈類型別】



【相談終了済案件の内訳】



【相談終了済案件の対応期間】



➡ 平均5営業日以内

## 「FinTechサポートデスク」の設置について（平成27年12月14日公表）

- 「平成27事務年度 金融行政方針」を踏まえ、FinTech(金融・IT融合の動き)を活用した動きが広がりつつあることに着目した新たな取組みとして、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置。
- FinTechをはじめとした様々なイノベーションを伴う新たな事業分野を対象に、
  - 具体的な事業・事業計画等に関連する事項をはじめとした様々な点について、幅広く金融面等に関する相談を受付。
  - 一般的な意見・要望・提案等も受け付け、積極的な情報交換・意見交換等を実施。



IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に  
分析するとともに、金融イノベーションを促進

## FinTech実証実験ハブにおける受付状況

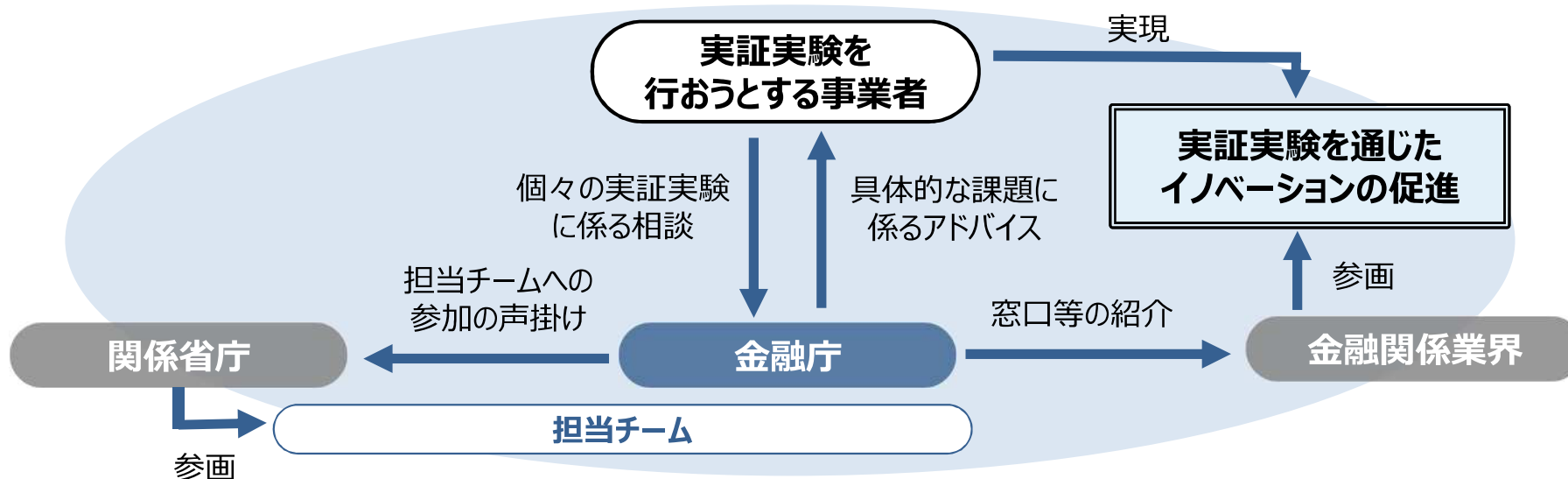
(別紙4)

	申込者	実証実験概要	支援決定 公表日	実験結果 公表日
1	みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ 三菱UFJフィナンシャル・グループ デロイトトーマツグループ 等	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係る実証実験	2017年 11月2日	2018年 7月17日
2	大日本印刷 西日本シティ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	2018年 3月16日	2018年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行 りそな銀行、横浜銀行 SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実証実験	2018年 5月7日	2018年 8月1日
4	日本通信、群馬銀行 千葉銀行、徳島銀行 マネーフォワード、サイバートラスト	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	2018年 5月31日	2019年 1月24日
5	TORANOTEC GMOペイメントゲートウェイ セブン銀行、ポケットチェンジ	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投資に回せる装置の導入に係る実証実験	2018年 11月8日	—
6	みずほ銀行 グーグル・クラウド・ジャパン 野村総合研究所 大日本印刷	顧客の生体情報とスマートフォン等の位置情報を活用した、本人認証及び顧客管理の高度化に係る実証実験	2020年 4月10日	—
7	新生銀行 三井住友DSアセットマネジメント ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント アストマックス投信投資顧問	投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験	2020年 5月29日	—

- ✓ 「未来投資戦略2017」（平成29年6月閣議決定）を踏まえ、金融庁は、フィンテック企業や金融機関が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、平成29年9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。

tel : 03-3581-9510  
email : pochub@fsa.go.jp

- ✓ ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。
- ✓ 個々の実験毎に、
  - 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
  - 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。





## 【FinTech実証実験ハブ⑥】位置情報等を活用した本人認証及び顧客管理に関する実証実験（別紙6）

- 従来のID・パスワード方式に替えて、顧客のスマートフォン等の取引端末に係る位置情報と顧客の生体情報（顔認証）を、インターネットバンキングにおけるログイン・取引認証に用いるとともに、その位置情報を顧客の登録情報の最新化等に活用することを検討。
- これにより、インターネットバンキングにおけるセキュリティの確保や顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）の高度化が可能か検証。
- 参加企業は、みずほFG、みずほ銀行、グーグル・クラウド・ジャパン、野村総合研究所、大日本印刷。
- 実験期間は、2020年5月から10月を予定。

### 実験概要



### 金融庁の関わり

- 顔認証とジオロケーションの組合せにより本人認証を行うことに関するセキュリティ確保について、監督指針等の観点から検証。
- 当該顧客が行う取引等を地理的側面から把握することにより、顧客のリスク変化の兆候を早期に発見し、能動的に顧客の登録情報の変更申告を促すことについて、金融機関による「顧客管理（CDD）」の観点から検証。

- 投資信託の目論見書に係る電子交付について、従来のPDF形式に替えて、HTML形式で作成・交付することを検討。
- これにより、投資信託販売時における商品内容の説明実務の高度化や顧客の利便性・満足度等の向上が可能か等を検証。
- 参加企業は、新生銀行のほか、投資信託委託会社である三井住友DSアセットマネジメント、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、アストマックス投信投資顧問。
- 実験期間は、2020年7月から12月を予定。

### 実験概要

- 投資信託の交付目論見書の電子ファイルをHTML方式で提供
  - ・ 対面（店頭・訪問）での投資信託販売現場において、HTML版交付目論見書・補完書面を電子交付  
※PDF形式による交付も併せて実施
  - ・ 多くの顧客が利用するデバイスの表示に適した仕様を採用し、スマートフォン等の端末に応じて表示を最適化
  - ・ 関連情報へのアクセシビリティの強化など、見やすく分かりやすいコンテンツを提供することにより、顧客の理解度・満足度の向上を図る
- 顧客の利便性・満足度等向上の効果検証、課題分析
  - ・ HTML形式による目論見書とPDF形式との比較検討
  - ・ 顧客・販売スタッフへのアンケートやサイトのアクセス解析等による分析を実施し、課題を抽出 等

①PDF方式の目論見書



文字サイズ、改行位置などが画面サイズに最適化されず、端末によっては読みにくい

②HTML方式の目論見書



端末に最適化して表示するとともに、関係情報へのアクセシビリティ等を向上

### 金融庁の関わり

- HTML形式による交付目論見書の記載方法及びその交付方法が、目論見書の電子交付に係る法制度と整合的であるか等について検証。

これまで金融機関のサービスを支えてきた基幹系システムについては、肥大化や複雑化の結果、デジタイゼーションの恩恵を利用者にもたすための機動的な対応が困難になったり、過大なコスト負担を生じさせるなどの課題が指摘される。一方、一部の金融機関等では、こうした課題を乗り越え、迅速なアプリケーション開発や外部サービスとの機動的な接続等を目指した前向きなチャレンジも始まっている。

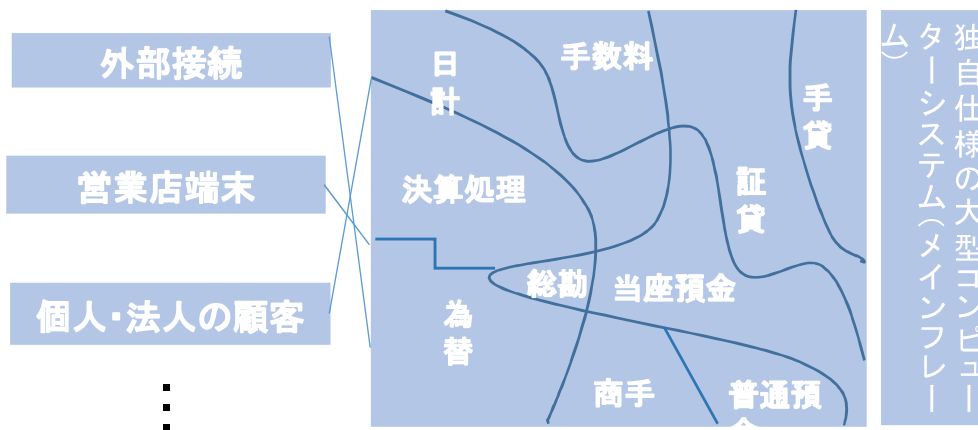
こうした金融機関の基幹系システムに関する先進的な取組みに対して、法令解釈等の機能に加えて、ITガバナンスやITに関するリスク管理等システムモニタリングの観点から支援するため、「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を令和2年3月に設置した。

TEL: 03-3581-9510      Email: pochub@fsa.go.jp

①社会的意義、②先進性、③利用者保護、④遂行可能性の観点から支援の可否を判断。支援決定後は、個々の案件毎に金融庁内のシステムモニタリング担当者や外部有識者からなるチームを組成し、支援。

## (例) 銀行の勘定系システムの場合のイメージ

### 課題のある現行のシステム



### 新しい取組みの例

#### ✓ オープン系システム

公開されている仕様で構築された環境の中で複数のベンダーが開発するソフトウェアや機器を組み合わせることで、製品の柔軟な選択が可能。

#### ✓ コンポーネント化・マイクロサービス化

独立して実装する各機能・サービスの構成要素を疎結合で構築することで、システム変更の影響を極小化することが可能。

#### ✓ クラウド化

勘定系システムをパブリッククラウド上に実装することで、自前のシステム資源を持たずに、必要なシステムリソースの適時調達が可能。また、ハードウェアのメンテナンスから解放される。加えて、クラウド経由で提供されるAI等の新技術活用が容易に可能。

(注) 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブは、銀行等の預金取扱金融機関に限定したものではありません。

# 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブにおける受付状況 (別紙9)

	申込者	支援決定 公表日	想定期間	案件概要
1	静岡銀行	2020年 4月30日	令和2年4月 から 令和3年1月 まで	オープン系技術を活用した記帳決済システム導入でハードウェアやロケーションの自由選択を可能とすること、システム機能のコンポーネント化により外部サービスとの機動的な接続を可能とすること等を検討。
2	第一生命	2020年 6月30日	令和2年6月 から 令和4年3月 まで	既存の契約管理機能を中心とした基幹系システムについて、コアとなる顧客・契約データの管理・保存等をオン・プレミス環境に残しつつ、外部連携・データ分析等に関する機能をクラウド基盤に構築することで、新たなサービス実現と運用の効率化の両立を図る。

## 10の主要な発見（Key Findings）

### （1）AI・データ活用

① AIとデータ活用の融合によるフローデータを用いたオンラインレンディングの進展

② 金融機関のデータ利活用により、変わりゆく金融マーケティングのアプローチ（生データのクオリティを活かす匿名加工情報を活用したマーケティング等）

③ データ活用を容易化する技術やモデル構築・検証技術の高度化の動き

### （2）ブロックチェーン

④ パブリック型ブロックチェーンの問題を解決する新たな技術動向の進展と分散型金融システムにおけるステークホルダー間連携の必要性

⑤ パブリック型ブロックチェーン（暗号資産取引）のセキュリティを高める動き

⑥ 許可型ブロックチェーン等を活用した、金融と商流を繋ぐB2Bユースケース創出の動き

### （3）API

⑦ 効果的なAPI認証をはじめ、国際的にAPI接続のセキュリティに関する実務標準を目指す動き

⑧ APIによる金融間や金融・非金融を繋ぐ異業種間連携（eKYCを含む）の創出の動き

### （4）ビジネス革新

⑨ ビジネス・レンディング・事業承継（M&A）などのプラットフォーム提供による経営支援・社会課題解決型フィンテックの登場

⑩ デジタル化の促進やイノベーション創出に向け、よりソフトなアライアンスによる知の集約・創出の動き（企業ラボ・アクセラレータ等）

# 決済高度化官民推進会議について

(別紙11)

- 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組を実行していくことが重要。
- 2015年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組を官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。
- 同ワーキング・グループ報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況等をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組を継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

第1回会合 (2016年6月8日)

第2回会合 (2017年1月11日)

第3回会合 (2017年6月21日)

第4回会合 (2017年12月20日)

第5回会合 (2018年6月11日)

第6回会合 (2019年1月29日)

第7回会合 (2019年6月24日)

第8回会合 (2019年12月23日)

## メンバー

2019年12月23日時点

### 座長

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

### メンバー

青井 孝之 富士通(株)財務経理本部財務部  
シニアディレクター

飯國 健一 全国信用協同組合連合会システム業務部長  
市川 卓 (株)ジェーシービー総合企画部 部長

岩原 紳作 早稲田大学法学部教授

内田 貴和 三井物産(株)代表取締役専務執行役員CFO

翁 百合 (株)日本総合研究所理事長

加藤 正敏 日本商工会議所中小企業振興部長

小池 信夫 (公財)金融情報システムセンター企画部長

河野 康子 (一財)日本消費者協会理事

五來 雄二 (株)常陽銀行常務取締役

瀧 俊雄 (一社)電子決済等代行業者協会代表理事

長楽 高志 (一社)日本資金決済業協会専務理事

戸村 肇 早稲田大学政治経済学術院准教授

鳥海 徹 (一社)国際銀行協会事務局次長

中谷 昇 ヤフー(株)執行役員 兼 政策企画統括本部長

萩原 攻太郎 (一社)全国銀行協会企画委員長((株)三井住友銀行常務執行役員)

服部 悟 (株)名古屋銀行常務取締役

林 和久 イオンアイビス(株)ビジネスサービス本部AS業務部長

前川 秀幸 多摩信用金庫常勤理事

牧野 秀生 花王(株)会計財務部門管理部長

宮澤 一洋 ウェルネット(株)代表取締役社長

山上 聡 (株)NTTデータ経営研究所研究理事  
グローバル金融ビジネスユニット長

與口 真三 (一社)日本クレジット協会理事事務局長

### オブザーバー

井口 裕之 財務省大臣官房信用機構課長

臼井 智博 日本銀行決済機構局決済システム課長

呉村 益生 経済産業省経済産業政策局産業資金課長

## 第2節 休眠預金等活用法に関する取組み

### I 法律の概要（別紙1参照）

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が2016年12月に成立、2018年1月より全面施行されている。

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から10年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

なお、休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

### II 2019 事務年度の取組み

休眠預金等活用法第48条（政府による周知）の規定に基づき、休眠預金等活用法の趣旨や移管された休眠預金も預金者が返還請求を行えること等について、国民に周知を図るため、当庁ウェブサイトの預金者向けの休眠預金特設ページを案内するインターネット広告や、政府広報オンラインへの記事の掲載などの広報活動を行った。

また、政府の規制改革ホットラインを通じ、複数の預金等を組み合わせた商品（いわゆる総合口座など）について、最終異動日等の更新事由を見直してほしいとの要望があったことを踏まえ、休眠預金等活用法施行規則の改正案を検討し、パブリックコメントを実施した。

# 民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

## 1 法律の背景

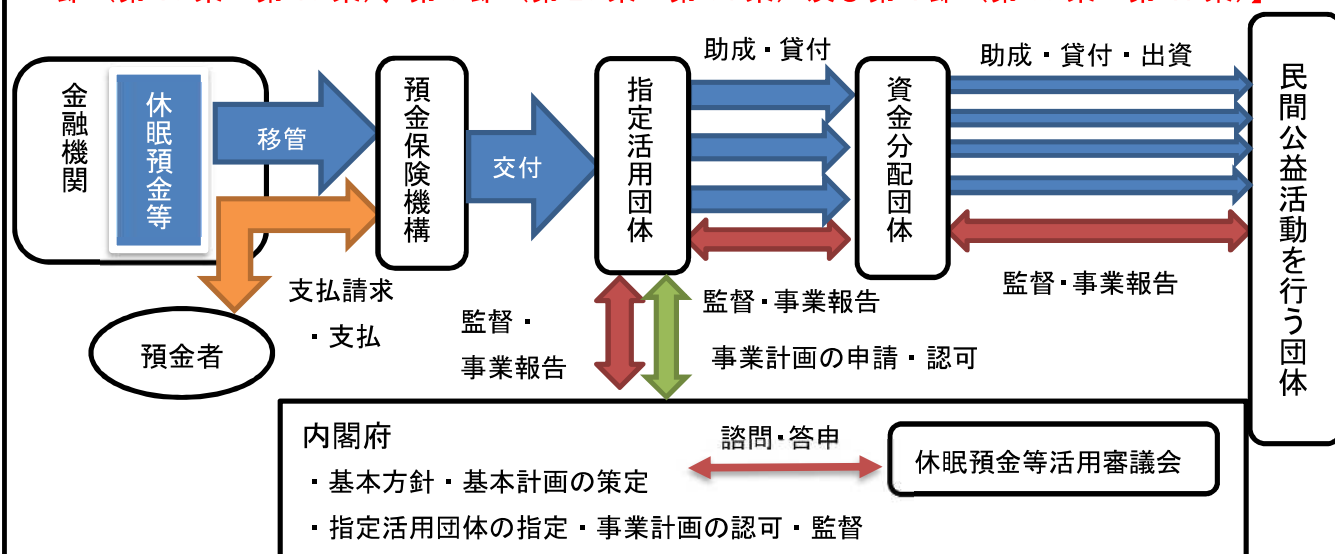
- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等  
⇒毎年1,200億円程度発生（その後500億円程度が払戻し）（平成26～28年度）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

## 2 法律の概要

### ①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】

- 休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用
- 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
- 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
- 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
- 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
- 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

### ②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節（第3条～第8条）並びに第3章第2節（第18条・第19条）、第3節（第20条～第34条）及び第4節（第35条～第41条）】



- 預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本+利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】